



公務災害伊藤裁判の判決は7月6日高裁大法廷

基金の控訴へ、伊藤弁護団反論74ページ 報告集会で勝利自信！

4月11日15時、名古屋高裁で伊藤哲さん自死に関する裁判が開かれました。岐阜地裁一審判決「公務災害認定」を不服とする基金側の控訴。伊藤弁護団に対しての基金側の反論ゼロ。裁判長が判決を次回7月6日に出すと通告する、超スピード裁判です。

以下は、11日・名古屋高裁での伊藤哲夫人・左紀子さん意見陳述の要旨です。

夫 哲は、2007年11月26日に自死するまで30年間、自らを市民の公僕と言いい、職員としての責任感を持って真面目に正直に殆ど休暇も取らず勤務しました。私達二人には子どもは生まれませんでした結婚して26年1ヶ月、幸せな生活を送っていました。哲が自死した理由は公務での負担以外に考えられません。私は、哲の送ってきた携帯メール、残したデーターや、私が実際に聞いた話しをまとめたものや、哲の周りの人に話を聴き、書いて頂いた意見書などを基金に提出してきました。岐阜市長に哲の死を公務災害と認めるよう要望する意見書を書いて貰い提出されています。市役所から仕事が大変だったことが分かる負荷表も提出されていました。それでも基金は、公務災害と認めず審査請求で、その判断は覆りませんでした。

公務災害認定申請から基金支部、本部、支部審査会、本部審査会と5年半かかり、基金から3度「公務災害」ではないと退けられました。提訴し、一審判決までに3年半かかりました。私は、こちらの言い分を全面否定した「公務外である」という理由があまりにも形式的内容で、全く納得できません。裁判は本当に時間がかかり、心労が絶えないものだと実感しました。

裁判開始から3年半経過、哲が亡くなって10年目の昨年12月22日、一審判決は「哲が市内360箇所公園での事件事故などを含む多くの業務面と人間関係の両面から精神的負荷がかかり、肉体的にも精神的にも疲労し、遊具設置問題での後関問題が発生、後関され自尊心を深く傷つけられ、それ以前の部長との関係から生じた精神的負荷や日常業務による肉体的・精神的疲労とも合まって、精神的負荷が極めて強いものであった。」と認めて頂きました。哲に「長かったけどやっと仕事が原因での死だと判事に認めてもらえたよ。公務員として真摯に働いたことを分かってもらえたよ。」と判決を報告しました。でも、認めてもらえて安堵したのはほんのつかの間、基金は控訴しました。控訴理由を読みましたが、「状況を十分踏まえて総合的に判断した一審判決をひたすら否定するだけの、10年前から何ら変わらない形式的内容は、控訴ありきの基金の姿勢を表している」と思います。

(裏面につづく)

連絡先 市議会議員 松原のりかず 岐阜市沖ノ橋町1-21 でんわ 253-2500

基金と争った10年は

私にとって時間が止まったままの辛い日々でした

パワハラ状況と証拠、仕事状況と証拠を遺族が調べるのは個人として限界があり、現状制度そのものに問題があります。潤沢な資金のある基金が調査もせず、遺族を切り捨てるように「公務外」にするのか理解できません。辛くても続けるのは自らを公僕と言い、真面目に働いた哲の死が「仕事の原因だったと認められることで少しは救われる」と信じるからです。地方公務員災害補償基金は、地方公務員とその遺族を救済する機関であるはずなのに、ここまで長期にわたって遺族と争うのは、なぜなのか教えて頂きたいです。

哲の死の要因の中で、最も大きい原因として、私が考えていることは3つあります。一つは、公園整備室（当時）の職務の大変さとパワハラです。当時の公園整備室は本当に厳しい部署だったと思います。技術職の多い中で事務職として室長になることは一層大変だと思います。そんな中で、哲を取巻くパワハラを含む人間関係を生み出しました。上司から度重なるパワハラと、副市長からも決裁でのパワハラと言うべき嫌がらせがありました。

二つ目に後関問題です。長良公園の大規模遊具設置工場の決裁で、遊具がステンレス製、高さ最大11mあったことから、万一落ちたら危険であり、子どもの命が大事という強い信念で、哲が判を押さないまま、部長、副市長らが先の判を押し、最後に部長の指示で数人が哲を恫喝し、判を押させました。

三つ目は異動問題です。哲は、後関により公務員としての人権を踏みにじられ、自信喪失、職場で孤立無援と感じました。公園整備室にいられないと絶望、降格覚悟で年度途中の異動を願い出しました。それでも最後まで異動させず、退路を奪いました。哲は異動し一からやり直すことで自信を取り戻したかったが、叶わないと思った後は退職する覚悟までしました。

裁判で哲に対してのモラルハラスメントとも言えるパワハラ事実に判事が厳しい姿勢を示し、部長を証人尋問で追及して頂きました。管理職の年度途中異動は哲の死の前もその後も行われていましたし、担当部長自身も二度途中異動しています。自身が二度も異動していたなら、どうして哲を異動させてくれなかったのか、このことが最も悔やまれます。かけがえのないたった一人の大切な家族を亡くし、救えなかったことで後悔し続けることを余儀なくされるのは、私で最後にしたかった。岐阜市役所で、哲の亡くなる以前から連続と毎年一人の職員が自死しています。遺された家族の気持ちを思うと何より辛いです。

本年11月26日は、哲の10年祭（神道）です。私の年齢は68歳になります。10年の思いが報われた一審判決に続き、控訴審も一日も早く公務災害認定として頂き、私と哲を救って頂けますよう、心からお願い致します。 原告 伊藤左紀子



松原のりかず
☎058-253-2500